

相続税法等の改正

目 次	
一 保険法の制定に伴うみなし相続・贈与財産の改正……………	421
二 障害者控除の改正……………	424
三 定期金給付契約に関する権利の評価の改正……………	426
四 罰則の見直し……………	431
I 相続税・贈与税関係……………	431
II 地価税関係……………	433

はじめに

平成22年度の税制改正では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、扶養控除の見直し、たばこ税の税率の引上げ、寄附金控除の適用下限額の引下げ、揮発油税等及び自動車重量税に係る10年間の暫定税率の廃止、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとされました。

本稿では、これらの税制改正に盛り込まれた改

正事項のうち、相続税法の改正のほか、相続税・贈与税・地価税に係る罰則の見直しの概要について説明します。

これらの改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月24日に可決・成立し、同月31日に平成22年法律第6号として公布されています。また、関係政省令告示もそれぞれ公布・制定されています。

- ・ 相続税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第52号）
- ・ 相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第14号）

一 保険法の制定に伴うみなし相続・贈与財産の改正

1 改正前の制度の概要

被相続人の死亡に伴い相続人その他の者が生命保険契約（これに類する共済に係る契約を含みます。）の保険金（共済金を含みます。以下同じです。）又は損害保険契約（これに類する共済に係る契約を含みます。）の保険金を取得した場合には、取得した保険金のうち被相続人が負担した保険料に対応する部分については、相続税法上、被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象とされています（相法3①一）。

上記の生命保険契約の範囲については、相続税法基本通達において、生命保険会社、外国保険業

者又は少額短期保険業者と締結したもの等をいうこととされており、生命保険契約に類する共済に係る契約については、相続税法施行令でその範囲が具体的に規定されていました（旧相令1の2①、旧相続税法基本通達3-4）。

同様に、損害保険契約の範囲についても、相続税法施行令及び相続税法基本通達において具体的に規定されていました（旧相令1の2②、旧相続税法基本通達3-5）。

2 改正の内容等

(1) 保険法の制定

従来の生命保険契約、損害保険契約に関する

ルールは約100年前に商法で規定され、その後実質的な改正が行われていませんでした。その後の社会経済情勢の変化に対応するため、法務省法制審議会（保険部会）において保険法の現代化等を目指した検討が行われた結果、平成20年に、商法第2編第10章に規定する保険契約に関する法制が見直されることとなり、商法から独立した単行法としての保険法が制定されました（平成20年法律第56号。平成22年4月1日施行）。

新たに制定された保険法では、契約者保護の規定の整備、損害保険についてのルールの柔軟化、保険金受取人の変更ルールの整備等が行われたほか、従来の商法における「生命保険契約」及び「損害保険契約」のほかいわゆる第三分野の保険に対応する「傷害疾病定額保険契約」（注1）や「傷害疾病損害保険契約」（注2）といった従来の商法における生命保険契約、損害保険契約の概念とは異なる契約類型を示す用語が新たに定義されました。

（2）生命保険契約・損害保険契約の範囲の明確化（相続税法の改正）

これまで相続税法では、生命保険契約、損害保険契約について特段の定義を置いておらず、これらは（上記1のとおり）相続税法基本通達においてその範囲が明示されており、商法に規定が存在しなかったいわゆる第三分野の保険契約については、契約の主体により生命保険契約又は損害保険契約のいずれかに属するものと解されてきました。

一般の保険法の制定により第三分野の保険に関する規定が新設されましたが、「傷害疾病定額保険契約」については、相続税法上、それが生命保険契約に該当するのか、それとも損害保険契約に該当するのかが明確ではありませんでした。そのため、この点について明確にする必要があることから、生命保険契約の範囲を相続税法等で規定することとされました（注3）。

（注1） 傷害疾病定額保険契約とは、保険契約の

うち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいいます（保険法2九）。

（注2） 傷害疾病損害保険契約とは、損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によって生ずることのある損害（当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限り、）をてん補することを約するものをいいます（保険法2七）。

（注3） 仮に、相続税法に規定する「生命保険契約」と保険法における生命保険契約が同義であると解すると、傷害疾病定額保険契約は相続税法に規定する「生命保険契約」には含まれないということにもなりかねず、結果的に相続税のみなし課税などの対象とならないという事態が生じ得ることになります。

なお、今回の改正は、保険法の制定を契機に相続税法基本通達で示されていたみなし相続財産の対象となる「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲について法令により明確化するものであり、改正の前後で課税範囲に変更はありません。

具体的には、相続税法第3条第1項第1号に規定する「生命保険契約」とは、「保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社と締結した保険契約（これに類する共済に係る契約を含む。）その他の政令で定める契約」をいうこととされました。

また、「損害保険契約」については、「保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約」をいうこととされました（相法3①一）。

① 上記の政令で定める生命保険契約とは、次の契約をいいます（相令1の2①）。

イ 保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社と締結した保険契約又は同条第6項に規定する外国保険業者若しくは同条第18項に規定する少額短期保険業者と締結したこれに類する契約

ロ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の

整備等に関する法律（平成17年法律第102号）第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第3条に規定する簡易生命保険契約（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成2年法律第50号）附則第5条第15号に規定する年金保険契約及び同条第16号に規定する旧年金保険契約を除きます。）

- ハ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した生命共済に関する契約
- ニ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第11号若しくは第93条第1項第6号の2の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した生命共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合と締結した契約にあっては、その締結した生命共済に係る契約により負う共済責任を共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限ります。）との契約により連帯して負担していること（その共済責任について負担部分を有しない場合に限ります。））
- ホ 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項第4号の事業を行う消費生活協同組合連合会と締結した生命共済に係る契約
- ヘ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項に規定する共済事業を行う同項に規定する特定共済組合と締結した生命共済に係る契約
- ト 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第2条第2項に規定する共済契約のうち小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成7年法律第44号）附則第5条第1項の規定により読み替えられた小規模企業共済法第9条第1

項各号に掲げる事由により共済金が支給されることとなるもの

- チ 相続税法第12条第1項第4号に規定する共済制度に係る契約
- リ 法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した生命共済に係る契約で、その事業及び契約の内容が上記ハからヘまでに掲げるものに準ずるものとして財務大臣の指定するもの

（備考） 上記イに規定する「類する契約」とは、「保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社と締結した保険契約」と類する契約をいいます。これは、外国保険業者及び少額短期保険業者には生命保険と損害保険の区別がないため、これらの者と締結した生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約のうち、生命保険会社と締結した保険契約に類似するものは、相続税法上は生命保険契約に含めることを規定したものです。

- ② 上記の政令で定める損害保険契約とは、次の契約をいいます（相令1の2②）。
 - イ 保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社と締結した保険契約又は同条第6項に規定する外国保険業者若しくは同条第18項に規定する少額短期保険業者と締結したこれに類する保険契約
 - ロ 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した傷害共済に関する契約
 - ハ 水産業協同組合法第11条第1項第11号若しくは第93条第1項第6号の2の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合と締結した契約にあっては、その締結した傷害共済に係る契約により負う共済責任を共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限ります。）との契約により連帯して負担していること（その共済責任について負担

部分を有しない場合に限ります。))

ニ 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う消費生活協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約

ホ 中小企業等協同組合法第9条の2第7項に規定する共済事業を行う同項に規定する特定共済組合と締結した傷害共済に係る契約

ヘ 条例の規定により地方公共団体が交通事故に基因する傷害に関して実施する共済制度に係る契約

ト 法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した傷害共済に係る契約で、その事業及び契約の内容がロからホまでに掲げるものに準ずるものとして財務大臣の指定するもの

(備考) 上記イに規定する「類する契約」とは、「保

険業法第2条第4項に規定する損害保険会社と締結した保険契約」と類する契約をいいます。これは、外国保険業者及び少額短期保険業者には生命保険と損害保険の区別がないため、これらの者と締結した損害保険契約及び傷害疾病定額保険契約のうち、損害保険会社と締結した保険契約に類似するものは、相続税法上は損害保険契約に含めることを規定したものです。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後に相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産に係る相続税について適用され、平成22年3月31日以前に相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産に係る相続税については従来どおりとされています(改正法附則30)。

二 障害者控除の改正

1 改正前の制度の概要

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続又は遺贈に係る被相続人の相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に該当し、かつ、障害者である場合には、その者の相続税額から6万円(その者が特別障害者である場合には、12万円。以下同じです。)にその者が70歳に達するまでの年数(その年数に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。)を乗じた金額を控除することとされていました(旧相法19の4①)。

また、その控除を受けることができる金額が障害者の相続税額を上回る場合の控除不足額は、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができることとされています(相法19の4③において準用する19の3②)。

さらに、障害者控除の適用を受けるものが他の相続において、既に障害者控除の適用を受けたことがある者である場合には、その控除を受けるこ

とができる金額は、既に控除を受けた金額の合計額が前回の相続時の控除可能額(2回以上控除を受けた場合には、1回目の相続時の控除可能額)に満たなかった部分の金額の範囲に限られます(相法19の4③において準用する19の3③、相令4の4④)。

(注1) 障害者とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で次に掲げるものをいいます。

- ① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- ② ①のほか、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ③ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- ④ ①～③のほか、戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ⑤ ③、④のほか、原子爆弾被爆者に対す

る援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- ⑥ 上記のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、その障害の程度が①又は③に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（社会福祉法に定める福祉に関する事務所が老人福祉法第5条の4第2項各号に掲げる業務を行っている場合には、その福祉に関する事務所の長。（注2）までにおいて「市町村長等」といいます。）の認定を受けている者
- ⑦ 上記のほか、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が①又は③に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(注2) 特別障害者とは、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者で、次に掲げるものをいいます。

- ① (注1) ①に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者
- ② (注1) ②に掲げる者のうち、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている者
- ③ (注1) ③に掲げる者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者
- ④ (注1) ④に掲げる者のうち、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までである者として記載されている者
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- ⑥ (注1) ⑥に掲げる者のうち、その障害の程度が①又は③に掲げる者に準ずるもの

のとして市町村長等の認定を受けている者

- ⑦ (注1) ⑦に掲げる者のうち、その障害の程度が①又は③に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

障害者控除は、被相続人の死後に残された障害者の生活の安定に資する見地から障害者なるがゆえに余分に生活経費等がかかることを考慮して昭和47年度改正において創設されたものであり、創設当時における平均寿命等を勘案して、70歳に達するまでの年数により計算することとされてきました。その後、年数に乗じる金額（現行 6万円又は12万円）は課税最低限の引上げにあわせて増額されてきましたが、計算に用いる年数は「70歳」に据え置かれたままとなっていました。

平成22年度税制改正においては、この制度の創設時に比して平均寿命が大きく伸長していること（下記（参考）参照）及びこの制度と同様に平均余命の考え方をを用いている定期金に関する権利の評価方法が見直されること（下記三をご参照下さい。）を踏まえ、障害者控除の計算に用いる年数が「85歳」に引き上げられました。

(参考)

平均寿命の推移

昭和45年（第13回完全生命表）

男 69.31歳 女 74.66歳



平成17年（第20回完全生命表）

男 78.56歳 女 85.52歳

(2) 改正の内容

障害者控除の計算に用いる年数について、相続人が85歳（改正前 70歳）に達するまでの年数によることとされました（相法19の4①）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用され、平成22年3月31日以前の相続又は遺贈に係る相続税については従来どおりとされています（改正法附則30）。

なお、障害者控除においては、既にこの控除を受けたことがある場合には、次の相続の際に控除できる金額は、前回の相続時の控除不足額（前回の相続時の控除可能額（2回以上控除を受けた場合には、第1回目の相続時の控除可能額）に満たなかった部分の金額）の範囲内に限ることとされていますが（相法19の4③において準用する19の3③、相令4の4④）、今回の改正においても、（こ

れまでの改正の際と同様に）特例的に経過措置が設けられています（改正法附則31）。

具体的には、障害者が平成22年3月31日までに開始した相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について既に障害者控除の適用を受けたことがある者である場合には、障害者控除額は、前回の相続の際（2回以上控除を受けた場合には、第1回目の相続時）に改正後の障害者控除が適用されるものとして計算した控除額から既に控除を受けた金額を差し引いた残額の範囲内、すなわち、改正後の障害者控除額（85歳に達するまでの年数に6万円又は12万円を乗じて計算した金額）を基として計算した控除不足額の範囲内で控除が受けられることとされています。

三 定期金給付契約に関する権利の評価の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価

定期金給付契約でその契約に関する権利（注）を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、定期金の給付期間に応じ、有期定期金、無期定期金又は終身定期金の3種類に区分して定められており、それぞれの態様に応じ、次のように評価することとされていました（旧相法24①）。

（注）「定期金給付契約に関する権利」とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権（基本債権）をいいます（例、個人年金の受給権）。

① 有期定期金

有期定期金とは、一定期間定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利をいい、その権利の価額は、残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次に掲げる割合を乗じて計算した金額によって評価する（1年間に受けるべき金額の15倍を限度とし

ます。）こととされていました（旧相法24①一）。
残存期間が5年以下のもの

100分の70

残存期間が5年を超え10年以下のもの

100分の60

残存期間が10年を超え15年以下のもの

100分の50

残存期間が15年を超え25年以下のもの

100分の40

残存期間が25年を超え35年以下のもの

100分の30

残存期間が35年を超えるもの

100分の20

（注1）この割合は、将来支給を受ける年金額の課税時期における現在価値を年利率8分により複利計算で算出し、その合計額が支給を受けるべき年金総額に占める割合を求めたものとされています。

（注2）算出した評価額が「1年間に受けるべき金額の15倍」を超えるのは、残存期間が75年を超える場合（15倍÷20/100=75年）が考えられますが、これは有期・定

期といえどもあまり長期にわたるものでそのまま評価することは適当でないとの理由から上限とされたものです。

② 無期定期金

無期定期金とは、定期金の給付事由発生後の給付期間が無期限のもので、将来無期限に定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利をいい、その価額は、1年間に受けるべき金額の15倍に相当する金額によって評価することとされてきました（旧相法24①二）。

（注）課税時期後その給付期間が何年継続するか判定できないことから、画一的に15倍とされたものです。

③ 終身定期金

終身定期金とは、その目的とされた者が死亡するまでの間定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利をいい、その価額は、その目的とされた者のその契約に関する権利の取得の時における年齢に応じ、1年間に受けるべき金額に、次の倍数を乗じて算出した金額によって評価することとされてきました（旧相法24①三）。

25歳以下の者	11倍
25歳を超え40歳以下の者	8倍
40歳を超え50歳以下の者	6倍
50歳を超え60歳以下の者	4倍
60歳を超え70歳以下の者	2倍
70歳を超える者	1倍

(2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

定期金給付契約（生命保険契約を除きます。）でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの経過期間に応じ、その時まで払い込まれた掛金又は保険料の合計金額に、次に掲げる割合を乗じて算出した金額によって評価することとされてきました（旧相法25）。

経過期間が5年以下のもの

100分の90

経過期間が5年を超え10年以下のもの

100分の100

経過期間が10年を超え15年以下のもの

100分の110

経過期間が15年を超えるもの

100分の120

（注）相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額については、相続開始の時において当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価することとされています（財産評価基本通達214）。

2 改正の内容

上記1の定期金給付契約に関する権利の評価方法に関する制度（旧相法24①一～三、25）については、相続若しくは遺贈又は贈与の時点における定期金給付契約に関する権利の評価を簡易な方法により計算する仕組みとして機能してきましたが、コンピューターの発達等により、相続若しくは遺贈又は贈与の時点における定期金給付契約に関する権利の評価についてこの簡易な方法を使わなければならないという状況ではなくなってきました。

また、上記1(1)及び(2)の割合・倍数は、昭和25年当時の金利水準（約8.0%）・平均寿命（男58.0歳、女61.5歳）などを基に算定されたものですが、その後60年近くが経過し、その間の金利水準の低下・平均寿命の伸長により（注）、上記1の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値に比べ非常に低いものとなっていました。

さらに、近年では、この乖離に着目して、定期金に関する権利の取得後に一時金受取りへの変更や解約ができる高額な一時払個人年金などの租税回避的な年金保険なども販売されていました。

こうした状況を踏まえ、課税の適正化を推進する観点から、定期金給付契約に関する権利について、以下のように評価方法を見直すこととされま

した。

(注) 金利水準と平均寿命の変化(昭和25年⇒平成17年)

金利水準: 8.0% ⇒ 1.5%

平均寿命: 男58.0歳 ⇒ 男78.56歳

女61.5歳 ⇒ 女85.52歳

(1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価

定期金給付契約でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、有期定期金、無期定期金又は終身定期金の態様に応じ、それぞれ次のように評価することとされました(相法24①)。

① 有期定期金

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします(相法24①一)。

イ 解約返戻金相当額

ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

$$\text{ハ} \left[\begin{array}{l} \text{給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{残存期間に応ずる予定利率による複利年金現価率(注)} \end{array} \right]$$

(注) 複利年金現価率は、次の算式(小数点以下第3位未満四捨五入)により算出されます(相規12の2①、②一)。

《算式》

$$\frac{1 - \frac{1}{(1+r)^n}}{r} \left[\begin{array}{l} n: \text{権利取得時における契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数(1年未満端数切上げ)} \\ r: \text{予定利率} \end{array} \right]$$

② 無期定期金

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします(相法24①二)。

イ 解約返戻金相当額

ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

$$\text{ハ} \left[\begin{array}{l} \text{給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額} \end{array} \right] \div (\text{予定利率})$$

③ 終身定期金

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします(相法24①三)。

イ 解約返戻金相当額

ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

$$\text{ハ} \left[\begin{array}{l} \text{給付を受けべき金額の1年当たりの平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の余命年数に応ずる予定利率による複利年金現価率} \end{array} \right]$$

(注1) 「余命年数」は、厚生労働省が男女別、年齢別に作成する完全生命表に掲載されている平均余命(1年未満端数切捨て)によります(相令5の7、相規12の3)。

この場合、完全生命表に当てはめる終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の年齢は、定期金に関する権利を取得した時点の満年齢です。

(注2) 複利年金現価率は、次の算式(小数点以下第3位未満四捨五入)により算出されます(相規12の2①、②二)。

《算式》

$$\frac{1 - \frac{1}{(1+r)^n}}{r} \left[\begin{array}{l} n: \text{権利取得時におけるその目的とされた者に係る余命年数} \\ r: \text{予定利率} \end{array} \right]$$

(参考)

1 上記①～③において、それぞれ上記イからハまでに掲げる金額のうち、

a 一つ又は二つの金額が欠ける場合には、他の金額のうちいずれか多い金額によることとされます。

b イ及びロの金額が欠ける場合であって、予定利率が明らかでないときは、基準年利率等の合理的な利率を用いてハによって計算した金額とされます。

2 「完全生命表」は厚生労働省が国勢調査等を基に5年毎に作成しているもので、厚生労働省HP[www.mhlw.go.jp]に公表されています。

(2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

定期金給付契約(生命保険契約を除きます。)でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、解約返戻金を支払う旨の定めの有無に応じ、それぞれ次のように評価することとされました(相法25)。

① 解約返戻金を支払う旨の定めがない定期金給付契約

次のイ又はロの場合の区分に応じ、それぞれ次のイ又はロに定める方法により算出された金額によって評価します(相法25一)。

イ 掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{経過期間に応ずる掛金(保険料)} \\ \text{の予定利率の複利による計算をし} \\ \text{て得た元利合計額} \end{array} \right] \times 90\%$$

ロ 上記イ以外の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{経過期間に払い込まれた掛} \\ \text{金(保険料)の} \\ \text{金額の1年当} \\ \text{たりの平均額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{経過期間に応} \\ \text{ずる予定利率} \\ \text{による複利年} \\ \text{金終価率} \end{array} \right] \times 90\%$$

(注1) 「経過期間」とは、掛金又は保険料の払込開始の時から起算して定期金給付契約に関する権利を取得した時までの期間をいいます(相法25一イ)。

(注2) 「経過期間に応ずる掛金(保険料)の予定利率の複利による計算をして得た元利合計額」は次の算式(小数点以下第3位未満四捨五入)により算出されます。

《算式》

$$\text{掛金(保険料)の金額} \times \text{複利終価率}$$

$$\text{複利終価率} = (1+r)^n$$

n : 掛金(保険料)の払込開始の時から起算して当該権利を取得した時までの年数(1年未満端数切捨て)

r : 予定利率

(注3) 複利年金終価率は、次の算式(小数点以下第3位未満四捨五入)により算出さ

れます(相規12の4)。

《算式》

$$\frac{(1+r)^n - 1}{r} \left[\begin{array}{l} n : \text{掛金(保険料)の払込開} \\ \text{始の日から起算して当該} \\ \text{権利を取得した日までの年} \\ \text{数(1年未満端数切上げ)} \\ r : \text{予定利率} \end{array} \right]$$

② 上記①以外の定期金給付契約

解約返戻金相当額によって評価します(相法25二)。

(注) 相続開始の時ににおいて、まだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額については、従来どおり、相続開始の時ににおいて当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価します(財産評価基本通達214)。

3 適用関係

(1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価

① 上記2(1)による改正後の規定は、保険会社におけるシステム対応等に要する期間を踏まえ、原則として平成23年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用することとされ、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税については、従来どおりとされています(改正法附則32①)。

② ただし、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利を同日までに相続若しくは遺贈又は贈与により取得する場合には、その権利の価額は、次に掲げるものを除き、上記2(1)による改正後の規定により評価された金額によることとされています(改正法附則32②、改正相令附則2①②)。

イ 死亡保険金(個人年金保険契約等・一時払終身保険契約を除きます。)

ロ 確定給付企業年金制度又は適格退職年金制度に基づく給付金

(注1) 「個人年金保険契約等」とは、所得税法第76条第4項に規定する個人年金保険契約等をいいます。

(注2) 上記②の措置は、旧法適用による評価圧縮を目的として平成23年3月31日までの間に駆け込んで契約締結等が行われることを防止する観点から設けられたものですが、上記イ及びロについては、租税回避のおそれが少ないものとして旧法適用による評価が認められています。

③ なお、平成22年3月31日までに締結された定期金給付契約のうち同日から平成23年3月31日までの間に次のイからニまでに掲げる変更があったものに係る上記②の適用については、当該契約は、その変更があった日に新たに締結された定期金給付契約とみなされ（改正相令附則2③、改正相規附則2）、上記2(1)による改正後の規定により評価された金額によることとされています。

イ 次に掲げる事項の変更その他当該契約に関する権利の価額の計算の基礎に影響を及

ぼす変更

a 解約返戻金の金額

b 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる契約に係る当該一時金の金額

c 給付を受けるべき期間又は金額

d 予定利率

ロ 契約者又は定期金受取人の変更

ハ 当該契約に関する権利を取得する時期の変更

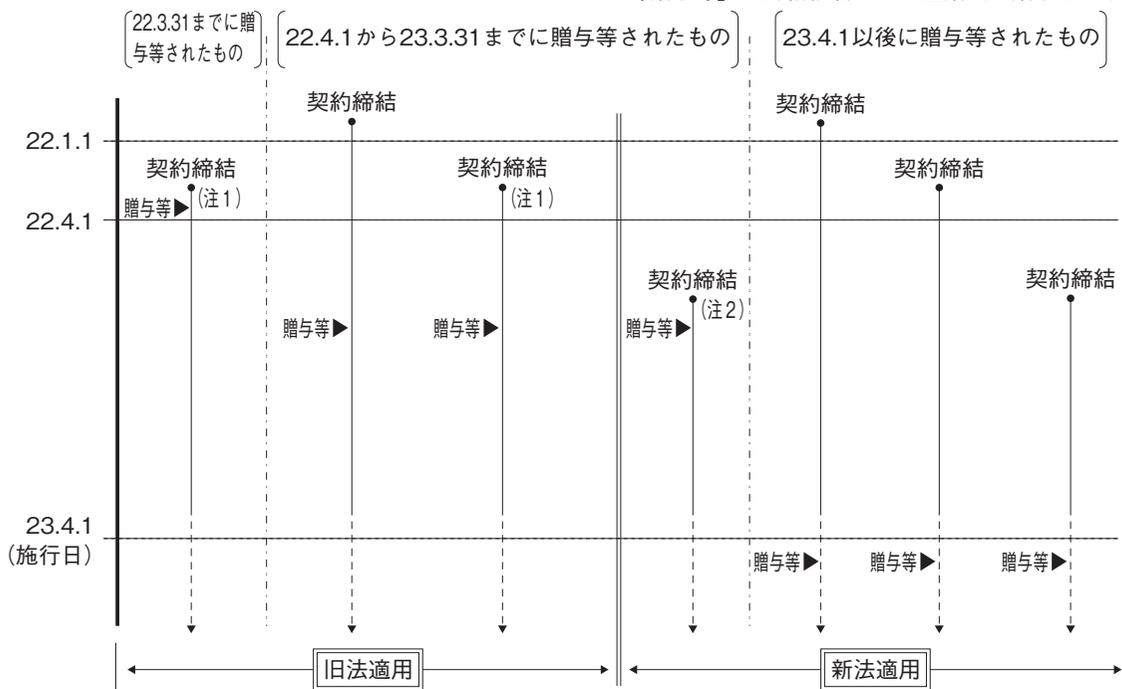
ニ 上記イからハまでに掲げる変更に関連する変更

(2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

上記2(2)による改正後の規定は、平成22年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用することとされ、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税については、従来どおりとされています（改正法附則30）。

定期金に関する権利の評価の見直しの適用関係

※ 「贈与等」とは、相続若しくは遺贈又は贈与をいう。



(注1) 平成22年1月1日から同年3月31日までの間に租税回避に着目した契約締結が行われていないか、生命保険協会においてアンケート調査を実施。

(注2) (1)年金払いの死亡保険金（一時払終身保険契約等に基づくものを除く。）及び(2)確定給付企業年金制度等に基づき給付を受ける年金は、旧法適用。

四 罰則の見直し

I 相続税・贈与税関係

1 改正前の制度の概要

相続税の脱税等に関しては、相続税法において次の罰則が規定されていました。

(1) 脱税犯

偽りその他不正の行為により相続税又は贈与税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金が科され、又はこれらが併科されていました（旧相法68）。

(2) 申告書不提出犯

正当の事由がなくして期限内申告書をその提出期限内に提出しなかった者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金が科されていました（旧相法69）。

(3) 秩序犯（検査忌避犯等）

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金が科されていました（旧相法70）。

- ① 相続税法第59条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者
- ② 質問検査権に基づく検査を拒み、妨げ、又

は忌避した者

- ③ ②の検査に関し虚偽の記載又は記録をした帳簿書類を提示した者
- ④ 質問検査権に基づく質問に対し答弁をしない者
- ⑤ ④の質問に対し虚偽の答弁をした者

(4) 税務職員の守秘義務違反の罪

相続税又は贈与税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されていました（旧相法72）。

2 改正の内容

平成22年度税制改正においては、納税環境整備の一環として、課税の適正化を図り、税制に対する信頼を確保する観点から、国税全般にわたって罰則についての見直しが行われ、相続税法に関しては次の改正が行われました。

(1) 相続税法における罰則の見直し

① 脱税犯

懲役刑の上限が10年に、罰金刑の上限（金額部分）が1,000万円に引き上げられました（相法68）。

② 申告書不提出犯

民法の規定により被相続人の特別縁故者に対して相続財産の分与がされた場合の修正申告書の提出（相法31②）をしなかった者を適用対象とするとともに、罰金刑の上限が50万円に引き上げられました（相法69）。

③ 秩序犯（検査忌避犯等）

罰金刑の上限が50万円に引き上げられました（相法70）。

④ 税務職員の守秘義務違反の罪

国税の調査に関する事務に従事している職員（従事していた職員を含みます。）の守秘義務違反に対する統一的な規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が国税通則法に設

けられたことに伴い、相続税法からこの規定が削除されました（国税通則法126）（旧相法72）。

(2) 相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出に係る罰則の創設

相続税及び贈与税の特例における義務的修正申告書等の不提出についても、通常の申告書不提出犯とのバランスを踏まえ、罰則の対象とすることとされました。

具体的には、次に掲げる相続税及び贈与税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を提出しなかった者について申告書不提出犯（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象とすることとされました（措法70の13）。

- ① 在外財産等の価額が算定可能となった場合の修正申告等（措法69の3）
- ② 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70）
- ③ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の2）
- ④ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法70の3）

（備考）「義務的修正申告書」とは、相続税・贈与税の特例を適用して期限内申告を行った場合において、その後適用要件を満たさなくなったことにより税額が生じ、又は増加することとなったときに提出が義務付けられている修正申告書をいい、「義務的期限後申告書」とは、相続税又は贈与税の特例を適用することにより当初の申告が不要であった場合において、その後適用要件を満たさなくなったことにより税額が生じることとなったときに提出が義務付けられている期限後申告書をいいます。

3 適用関係

上記2の改正は、平成22年6月1日以後の違反行為について適用されます（改正法附則1一ハヨソ、146）。

なお、既に改廃された次に掲げる特例に係る義

務的修正申告書（平成22年6月1日以後に義務的修正申告書の提出期限が到来するものに限ります。）を提出しなかった者についても上記2(2)と同様の申告書不提出犯の対象とされています（改正法附則124⑦～⑨）。

- (1) 平成22年度税制改正による改正前の直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（旧措法70の2）
- (2) 平成22年度税制改正による廃止前の住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例（旧措法70の3の2）
- (3) 平成21年度税制改正による廃止前の特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例（平成21年改正法による改正前の措法70の3の3、70の3の4）

II 地価税関係

1 改正前の制度の概要

(1) 脱税犯

偽りその他不正の行為により地価税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金が科され、又はこれらが併科されていました（旧地法39）。

(2) 申告書不提出犯

正当な理由がなくて期限内申告書又は義務的修正申告書を提出しなかった者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金が科されていました（旧地法40）。

(3) 秩序犯

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金が科されていました（旧地法41）。

- ① 質問検査権に基づく質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- ② ①の検査に関し虚偽の記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

(4) 税務職員の守秘義務違反の罪

地価税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されていました（旧地法42）。

2 改正の内容

平成22年度税制改正においては、納税環境整備の一環として、課税の適正化を図り、税制に対する信頼を確保する観点から、国税全般にわたって罰則についての見直しが行われ、地価税法に関しては次の改正が行われました。

(1) 脱税犯

懲役刑の上限が10年に、罰金刑の上限（定額部分）が1,000万円に引き上げられました（地法39）。

(2) 申告書不提出犯

罰金刑の上限が50万円に引き上げられました（地法40）。

(3) 秩序犯（検査忌避犯等）

罰金刑の上限が50万円に引き上げられました（地法41）。

(4) 税務職員の守秘義務違反の罪

国税の調査に関する事務に従事している職員（従事していた職員を含みます。）の守秘義務違反に対する統一的な規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が国税通則法に設けられたことに伴い、地価税法からこの規定が削除されました（国税通則法126）（旧地法42）。

3 適用関係

平成22年6月1日以後の違反行為について適用されます（改正法附則1一ニヨ、146）。

※ なお、改正の背景等については、後掲の「**租税罰則・国税通則・国税徴収関係の改正**」（621ページ）の解説を参照して下さい。